

比企郡市 人権に関する意識調査

～一人ひとりが尊重される社会の実現を目指して～

調査目的

この調査は、人権問題に関する住民の意識の現状を把握し、「一人ひとりの人権が尊重される社会の実現」を目指した施策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

調査概要

- (1) 調査地域 東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町
- (2) 調査対象 各市町内に在住する満20歳以上の男女
(階層 20歳代、30歳代、40歳代、50歳代、60歳以上)
- (3) 標本数 900人(市：200人、町：100人)
- (4) 抽出方法 住民基本台帳からの層化無作為抽出(平成26年10月1日現在)
※階層ごとの標本数及び男女の割合については均等とする。
- (5) 調査方法 郵送による無記名回答
- (6) 調査期間 平成26年10月15日(水)～11月7日(金)

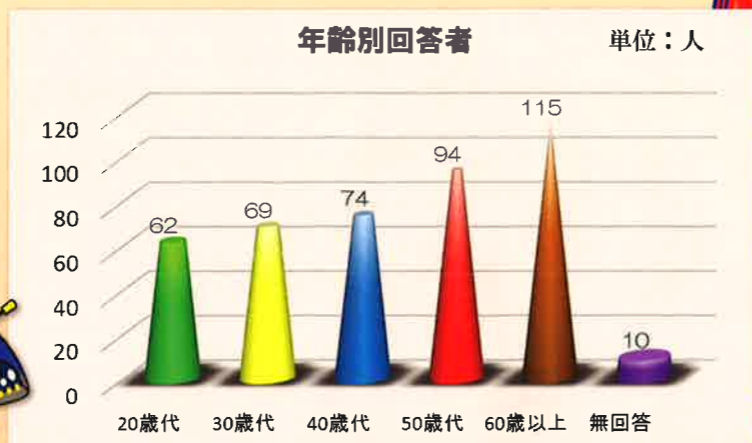
調査項目

- (1) 属性(性別、年代)
- (2) 人権全般に対する意識について
- (3) 女性の人権について
- (4) 子どもの人権について
- (5) 高齢者の人権について
- (6) 障害のある人の人権について
- (7) 同和問題(部落差別)について
- (8) 外国人の人権について
- (9) 人権問題についての意見



回収結果

- (1) 配布人数 900人
- (2) 回答者数 424人
- (3) 回答率 47.1%



結婚身元調査・土地差別問題 部落差別を考えてみましょう!!

一人ひとりが正しく理解することが大切です!
～比企郡市人権に関する意識調査報告書より～

同和問題とは。。。

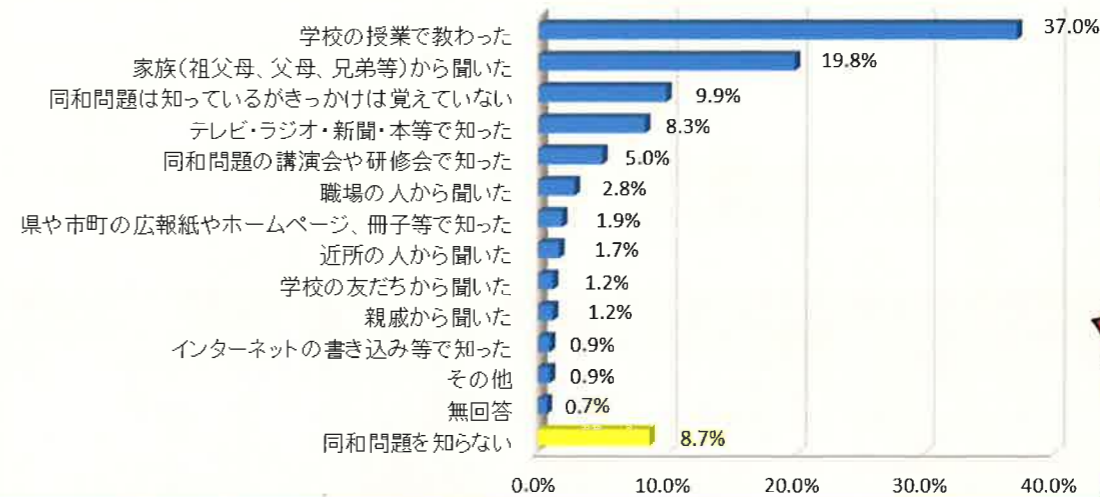
同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題で、憲法によって保障された基本的人権に関する問題です。

江戸時代の封建社会で固定化された身分制度に由来するもので、その身分制度が廃止された後も、同和地区に居住すること等を理由に依然として基本的人権が侵害されています。

日本国憲法では、第11条に基本的人権の保障、第14条で法の下での平等がうたわれました。しかし、現実には、部落差別はなくなりませんでした。オールロマンズ事件をきっかけに、部落の人々は、国が被差別地区の環境や生活、教育をそのまま放置してきた責任を追及し、1969年に国が同和対策特別措置法を制定するにいたりました。この法に基づき、生活環境の改善をはじめとする対策により、実体的差別はほぼ改善され法は失効しました。しかし、結婚差別、就職差別、日常の交際の差別など今も差別が残っており、不正に戸籍を取得し身元調査をする事件やインターネットでの差別書き込み、また土地差別問題などの事件がおこっています。

一人ひとりが人権について学び、差別のない社会にすることが求められています。

同和問題(部落差別)を初めて知ったきっかけについての調査結果は、「学校の授業で教わった」が37.0%で最も高く、次いで「家族(祖父母、父母、兄弟等)から聞いた」が19.8%、「同和問題は知っているがきっかけは覚えていない」が9.9%となっています。



2015年10月発行

編集・発行 比企郡市人権政策協議会(事務局) 東松山市地域生活部人権推進課
〒355-8601 東松山市松葉町1-1-58 TEL 0493-21-1416(直通)

比企郡市人権政策協議会

東松山市・滑川町・嵐山町・小川町・川島町・吉見町・鳩山町・ときがわ町